

消費税軽減税率制度説明会のご案内

軽減税率制度は、多くの事業者の方に関係があります！！

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。



これに伴い、事業者の皆様には、

- ① 取扱商品が軽減税率8%か、標準税率10%かを判断
- ② 軽減税率の対象品目が売上げや仕入れ（経費）にある場合は、税率ごとの区分経理への対応
- ③ 複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等（一定のものについては事業者支援措置（補助金）があります。）

など、軽減税率制度の実施までに準備を行っていただく必要があります。

このため、軽減税率制度や事業者支援措置についての理解を深めていただくために、法人事業者の方向けの消費税軽減税率制度説明会を開催しますので是非ご参加ください。



説明会の開催日程等の詳細については、裏面をご覧ください

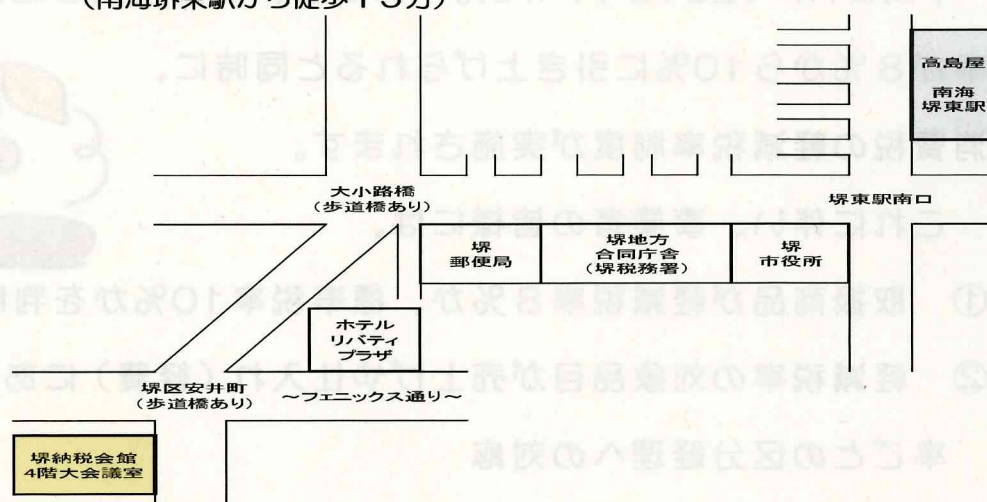
● 説明会の開催日程等

開催日時：平成31年3月26日(火) 10:00~11:00
平成31年3月26日(火) 13:30~14:30
平成31年3月27日(水) 10:00~11:00
平成31年3月27日(水) 13:30~14:30
(計4回の開催ですが各回とも内容は同じです。)

開催会場：堺納税会館 4階大会議室

所在地：堺市堺区宿院町東4丁2-10 TEL072-223-0501

※ 会場には駐車場はございません。公共交通機関等をご利用ください。
(南海堺東駅から徒歩15分)



ご持参いただきたいもの：筆記用具

説明会において、アンケートを併せて配付しています。
アンケートへのご協力よろしくお願いたします。

早めの準備をお願いします！



● 説明会の内容

- ・ 消費税軽減税率制度の概要について
- ・ 事業者支援措置(補助金)について

● お問合せ先

堺税務署 法人課税第1部門 TEL072-238-5551(代表)

※ お電話の際は、音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。